

## 介護職員等処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定により、これまでの  
「介護職員処遇改善加算」  
「介護職員等特定処遇改善加算」  
「介護職員等ベースアップ等支援加算」  
は一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。  
当該加算を算定するにあたり、  
介護職員等処遇改善加算の取得状況および、処遇改善に関する取組（賃金改善以外）  
について、ホームページ等を活用して公表すること（見える化要件）  
が求められています。  
この要件に基づき、当法人の取組について以下のとおり公表いたします。

### 1. 介護職員等処遇改善加算の取得状況

社会福祉法人 清桜会では、  
すべての対象事業所において「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」  
を算定しております。

### 2. 処遇改善に関する具体的な取組内容

（賃金改善以外の職場環境等要件）

#### （1）入職促進に向けた取組

- ・経験・資格の有無にこだわらず、主婦層・中高年齢者・他産業からの転職者等も含めた幅広い採用の実施
- ・職場見学や地域との交流を通じた、介護の仕事の魅力発信

#### （2）資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・外部研修、認知症介護基礎研修、ユニットリーダー研修、実践者研修、実践者リーダー研修等について、法人負担により受講を支援しています。

- ・上司が職員ごとの研修受講状況を把握し、職員間で受講機会に偏りが出ないよう調整しながら、計画的に外部研修を受講できる体制を整えています。
- ・新入職員に対しては、入職後おおむね3か月間、担当職員がついて業務指導や相談対応を行い、安心して業務に慣れていくよう支援しています。

### （3）両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族介護と仕事を両立できる勤務体制の整備
- ・有給休暇を取得しやすい職場づくりに向けた声かけや取得状況の確認

### （4）腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の身体的負担軽減を目的とした介護技術の研修
- ・健康診断の実施や、職員が休憩できる環境の整備

### （5）生産性向上（業務改善・働く環境改善）の取組

- ・国が示す「生産性向上ガイドライン」に基づく業務改善の実施
- ・業務内容の見直しや役割分担の明確化による、介護職員がケアに集中できる環境づくり
- ・会議等を通じた現場課題の共有と改善提案の実施

### （6）やりがい・働きがいの醸成

- ・利用者や家族からの感謝の声や、ケアの好事例を共有する取組
- ・地域との交流を通じた、地域包括ケアの担い手としての意識づくり

令和7年12月17日  
社会福祉法人 清桜会